平成２２年（フ）第１７０１号
埼玉県志木市中宗岡１丁目10番28号
破産者　有限会社油利通信
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４３号
神奈川県横浜市港北区日吉本町３丁目41―23―106、開始決定時の住所福島県郡山市亀田１丁目12番11号　ユーバドルフＡ２熊川方
破産者　丸山　光二
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３５５号
東京都港区六本木４丁目１番12号
破産者　株式会社クリーン総合解体
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３９６号
東京都台東区浅草６丁目21―11―301
破産者　青野圭成こと　青野　輝雄
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１９２号
東京都江戸川区春江町４丁目８－６－Ⅱ801
破産者　山本　訓生
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９８９号
神奈川県鎌倉市山ノ内702
破産者　吉田　　学
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３８０号
東京都台東区花川戸１丁目12番13―402号
青野方
破産者　有限会社ティールームハロー
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４０３号
東京都新宿区北新宿４丁目31番13号
破産者　都市警備株式会社
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２９号
東京都府中市若松町１丁目25番地の18スタジオクレール302
破産者　中島　滋見
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４０７号
神奈川県大和市中央林間３丁目23番15号
コートハウスジュノ403号
破産者　株式会社リビング・ユー
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第７６０９号
大阪市北区豊崎５丁目２番22号
破産者　株式会社ワコウ食販
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４５２号
大阪府箕面市半町２丁目12番46号
破産者　有限会社アペ・ドンナ
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８５号
大阪市中央区備後町３丁目５番３号
破産者　株式会社ココ・スター
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５８１号
大阪市住吉区南住吉１丁目16番21号
破産者　高尾工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９０３号
大阪市鶴見区安田２丁目３番20号
破産者　有限会社幸運
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１０６号
大阪府茨木市水尾３丁目11番915号
破産者　有限会社グラニット
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２１３号
兵庫県川辺郡猪名川町西畑深田１番地の１
破産者　株式会社ピックステクニカ
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３３２号
大阪府寝屋川市葛原１―35―14、商業登記簿上の本店所在地大阪府門真市上馬伏457番地の１
破産者　有限会社明工電商
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０８号
大阪市西区靱本町２丁目５番２号
破産者　有限会社ピアザーレ
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９９６号
大阪市浪速区元町１丁目９番10号
破産者　株式会社河商
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９９７号
大阪市浪速区元町１丁目９番10号
破産者　株式会社讃
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１７３号
大阪府東大阪市川俣１丁目７番12号
破産者　有限会社大谷製作所
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部